

先進医療会議にて継続審議の評価を受けた先進医療Aの技術の再評価

整理番号	技術名	適応症等	申請医療機関	保険給付されない費用※1※2 (「先進医療に係る費用」)	保険給付される費用※2 (「保険外併用療養費に係る保険者負担」)	保険外併用療養費分に係る一部負担金	受付日	事前評価				その他 (事務的対応等)
								担当構成員 (敬称略)	総評	担当技術専門委員 (敬称略)	総評	
337	胃内視鏡的手縫い縫合術	抗凝固薬や抗血小板薬(抗血栓薬)を継続して服用しており、内視鏡的粘膜下層剥離術(ESD)の術前に2cm以下の早期胃癌と診断され、胃のESDにて病変切除した症例。	日本医科大学 付属病院	20万5千円 (一部企業が負担するため患者負担は4万4千円)	32万6千円	14万2千円	R1.12.12	福井	不適	笹子	不適	別紙1

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。

※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。(四捨五入したもの。)

【備考】

○ 先進医療A

- 1 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術(4に掲げるものを除く。)
- 2 以下のような医療技術であって、当該検査薬等の使用による人体への影響が極めて小さいもの
 - (1) 未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術
 - (2) 未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術

○ 先進医療B

- 3 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴う医療技術(2に掲げるものを除く。)
- 4 未承認等の医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の使用又は医薬品、医療機器若しくは再生医療等製品の適応外使用を伴わない医療技術であって、当該医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの。